

導入促進基本計画

1 先端設備等の導入の促進の目標

(1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

八百津町の人口推移については、国立社会保障・人口問題研究所が 2045 年の推計として 6,216 人と予測している。

この数値は、2025 年現在の総人口 9,842 人の 63%であり、このまま予測通りに人口減少が進んだ場合には、生産人口の急激な減少、高齢者人口比率の上昇など様々な課題が発生し、八百津町の産業にも、人手不足、後継者不足など多くの影響が予想される。

八百津町の特色とも言える農林業を始め、食の産業、金属加工業等の製造業を中心に八百津町内の経済を支えているが、そのほとんどが中小企業者であり、どの企業においても人口減少に加え、働き手が町外の都市部へ働きに出てしまう現状が人手不足に影響している。

中小企業者の先端設備等の導入を促進することで、持続的発展を目指し、人手不足に対応した事業基盤の構築をするとともに、後継者が引き継ぎたいと思えるような企業にしていくことが課題となる。

(2) 目標

中小企業等経営強化法第 49 条第 1 項の規定に基づく導入促進基本計画を策定し、中小企業者の先端設備等の導入を促すことで、先端設備等導入計画が認定される事業者の人手不足が解消され、事業基盤の構築を目指す。そのため、導入促進基本計画中に 5 社以上の事業者の認定を目標とする。

(3) 労働生産性に関する目標

導入促進基本計画中に先端設備等導入計画が認定された事業者の先端設備等の導入を促すことで、事業者の労働生産性が年率 3%以上向上することを目標とする。

2 先端設備等の種類

八百津町の産業は、農林業、食の産業による製造販売、金属加工の製造業など、多様な業種が経済、雇用を支えている。

これらの産業の設備投資を広く支援することにより、売上げの拡大、収益性の改善、経営能力アップを計り地域内の経済基盤を強化していく必要がある。

このため、本計画においては、中小企業等経営強化法施行規則第 7 条第 1 項に掲げる先端設備等全てを対象とする。

ただし、本計画の目標が先端設備等の導入の促進により地域経済の発展や雇用の創出に寄与することであることから、太陽光発電については主たる工場や事業所などの敷地内に設置し、その発電電力を直接商品の生産もしくは販売または役務の提供の用に供する目的で、自ら電力を消費するために設置するもののみを対象とし、単に発電電力を他社に供給し、売電収入を得るための設備は対象としない。

3 先端設備等の導入の促進に関する事項

(1) 対象地域

八百津町の産業は、山間部では、農林業が盛んとなり、商業地区においては製造業が盛んとなり、立地条件により異なる。

これらの地域において、広く事業者の生産性向上を支援する観点から、本計画において、対象地域を八百津町内全域とする。

(2) 対象業種・事業

対象地域で述べたとおり、八百津町では立地条件により地域で異なる様々な業種があるため、これらを幅広く支援をすることとし、本計画において、全ての業種を対象とする。

また、生産性向上に向けた事業者の取り組みは、新商品、新技術、新サービスの開発など多様であることから、労働生産性が年率3%以上見込まれる事業であれば、幅広く支援することとし、全ての事業を対象とする。

4 計画期間

(1) 導入促進基本計画の計画期間

国が同意した日から2年間（令和7年4月1日～令和9年3月31日）とする。

(2) 先端設備等導入計画の計画期間

計画期間は3年間、4年間又は5年間とする。

5 先端設備等の導入の促進に当たって配慮すべき事項

人員削減を目的とした設備投資は、先端設備導入計画の認定の対象としない。

公序良俗に反する取り組みや、反社会的勢力との関係が認められるものについては先端設備等導入計画の対象としない等、健全な地域経済の発展に配慮する。

(備考)

用紙の大きさは日本産業規格A4とする。